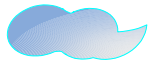
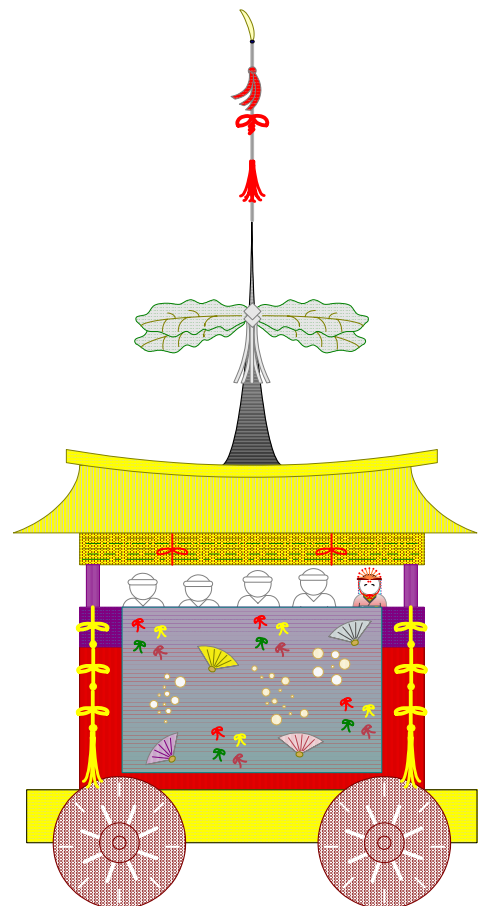




## 2 計画策定の趣旨



- 2 . 1 社会動向の変化と計画策定の意義
- 2 . 2 計画の位置付け
- 2 . 3 計画の期間



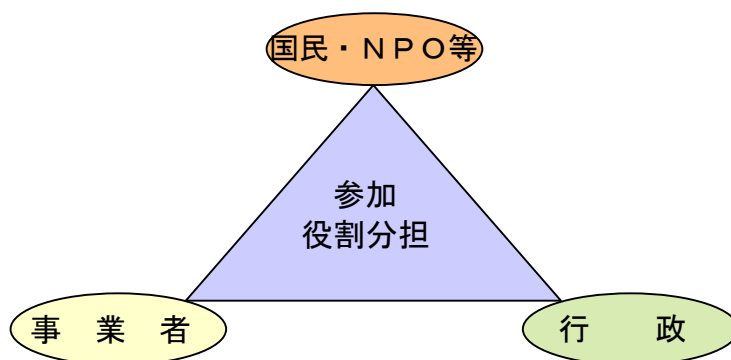
## 2.1 社会動向の変化と計画策定の意義

私たちが日々の生活を営む社会は、これまで、天然資源に大きく依存して科学技術や産業を発展させつつ大量生産・大量消費を基調とした経済社会システムの上に成り立ってきました。その中で私たちは快適な暮らしや物的な豊かさを追求してきましたが、その代償として、大量の廃棄物の発生を招き、環境への多大なる負荷や天然資源の枯渇の懸念など地球環境の危機をもたらすこととなりました。

今後は、このような経済社会システムに別れを告げ、廃棄物の発生を可能な限り抑制した上で、排出される廃棄物を資源やエネルギーとして循環的に利用し、環境に与える影響を最小化する「循環型社会」へとすみやかに移行していくことが喫緊の課題となっています。

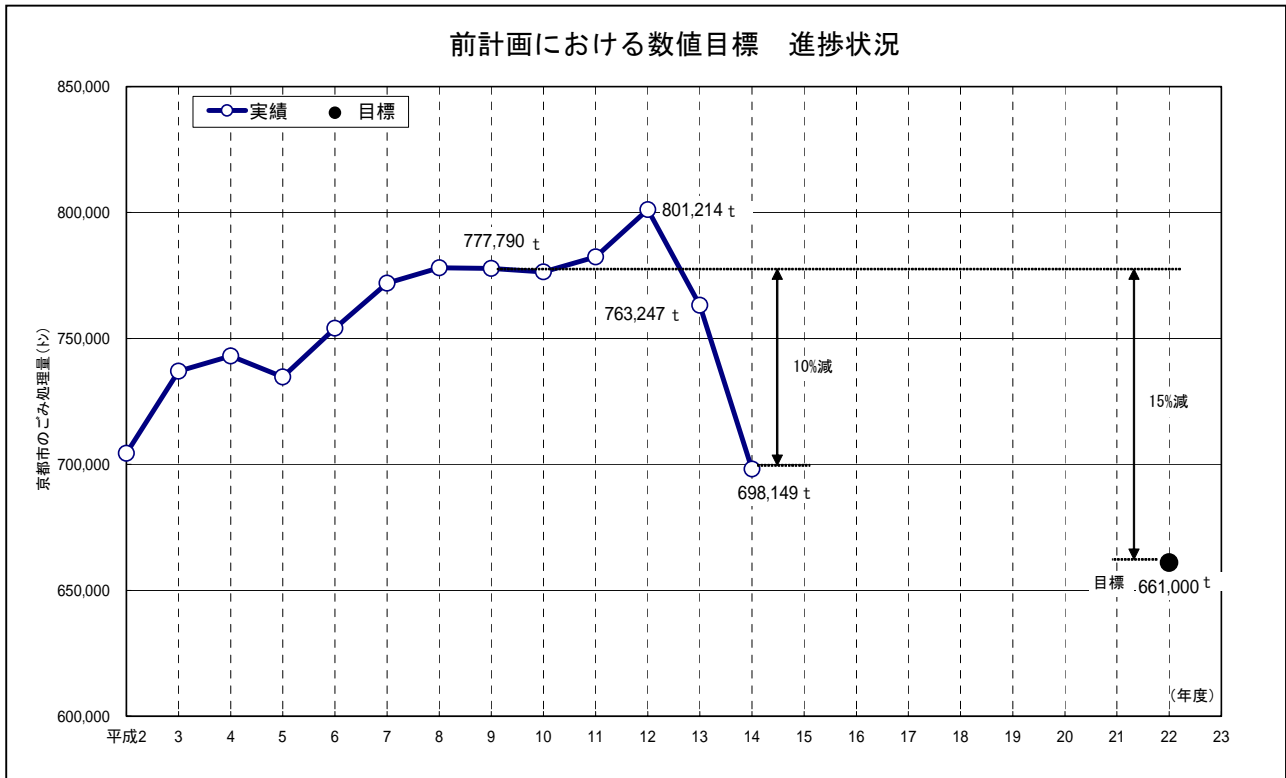
我が国では、平成5年に環境基本法が公布・施行され、環境保全に向けた基本理念として、環境への負荷の少ない健全な経済が発展する「持続可能な社会」を目指すことが明確に位置付けられました。その後、平成7年には容器包装リサイクル法、平成10年には家電リサイクル法といった個別リサイクル法が整備されたのち、平成12年には、循環型社会の実現に向けた道筋を明らかにするため、循環型社会形成推進基本法が制定されました。この年は“循環型社会元年”と呼ばれ、同法の他にも改正廃棄物処理法、改正リサイクル法（資源有効利用促進法）、建設リサイクル法、食品リサイクル法など循環型社会構築に向けて幾多の法律が整備されました。

また、平成15年3月には循環型社会形成推進基本法の規定に基づき、循環型社会形成推進基本計画が策定され、これまで進められてきた再生利用（リサイクル）の取組に加え、“総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）”の適切な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を本格的に進める方針が示されています。また、国民、NPO・NGO、事業者等を、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担を担う主体として位置付け、行政はその仕組みを整えるコーディネーターの役割を果たすとしています。



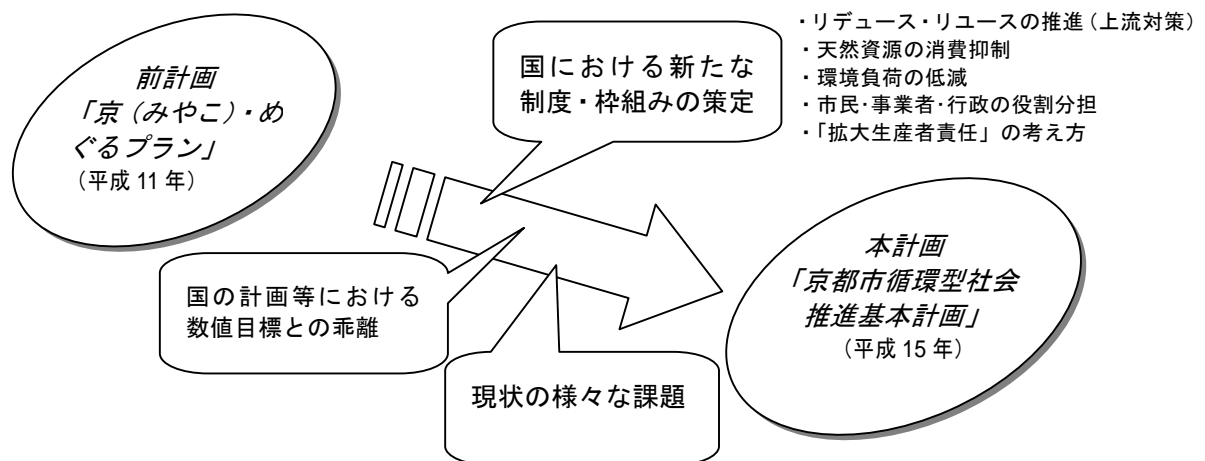
一方、本市では「ポスト消費社会」と「循環型社会」が実現された「ゼロエミッション」を基本とする社会を目指し、平成11年6月に「新京都市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画～京（みやこ）・めぐるプラン～」(以下「前計画」という。)を策定しました。前計画では、平成22年度（2010年度）に本市が処理するごみ量を平成9年度（1997年度）レベルから15%削減することを目標としています。

本市では、この前計画に基づく各種取組の結果、平成14年度実績で約10%の削減（平成9年度比）を達成しています。しかしながら、前計画を策定した平成11年以降、上記に述べたように、国において新たな制度・枠組みが策定され、排出者責任、拡大生産者責任\*等の新たな考え方が登場するなど、これまでの方向性や施策では十分な対応ができないことが明らかとなってきました。また、国の計画等で示されている数値目標と本市の前計画の数値目標との乖離も顕在化してきています。



( なお、13年度の減量は、主に家電リサイクル法施行に伴う法対象物の再商品化ルートへの誘導及び市施設への搬入手数料改定、14年度の減量は、主に建設リサイクル法施行を契機とする木くず、コンクリートくず及びアスファルト・コンクリートくずの民間リサイクル施設への誘導が要因と考えられる。)

こういった状況の変化や世の中の動向及び3章で後述する現状の様々な課題を踏まえ、前計画を見直し、平成27年(2015年)を目標年次とする新たな基本計画として本計画を策定しました。なお、本計画は、上流対策\* (発生抑制、再使用) をより強化した計画であることを踏まえ、名称を「京都市循環型社会推進基本計画」としています。



**\* 拡大生産者責任**

製造物に対する生産者の責任の範囲を、使用者がその物を使っている期間だけでなく、リサイクルされ、または廃棄物として処理される時点にまで拡大してとらえる考え方。わが国でこの考え方が取り入れられている例としては、家電リサイクル法が挙げられる。

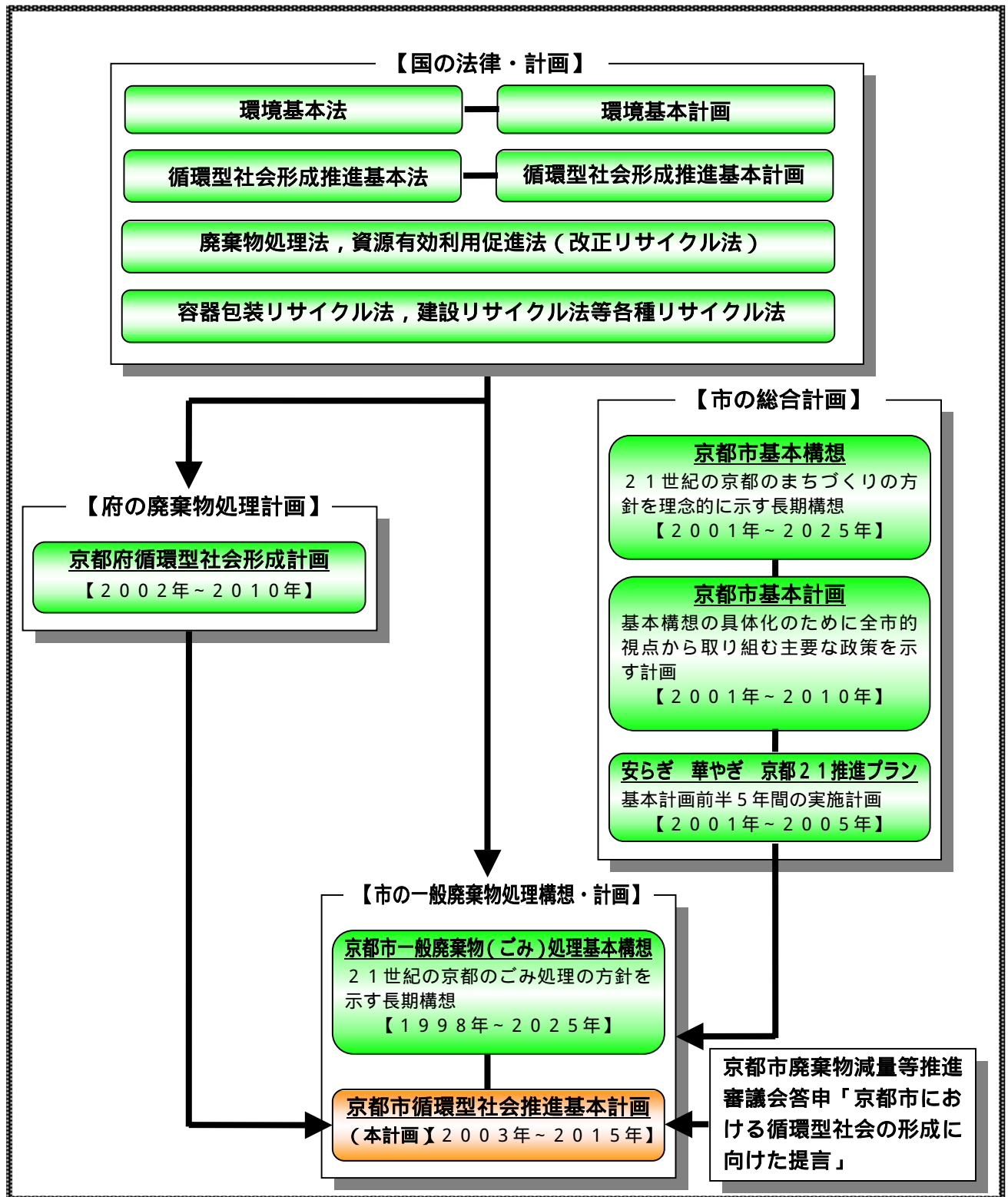
**\* 上流対策**

発生抑制や再使用など、そもそもごみが発生しない仕組みづくり。

## 2.2 計画の位置付け

本計画の上位計画（国の法律計画，府の計画，市の総合計画）等との連関は以下のとおりです。  
 なお，本計画は，廃棄物処理法第6条第1項の規定により，市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」として策定するものです。

図 本計画の位置付け



## 2.3 計画の期間

本計画の目標年度は、前計画の目標年度である平成22年の5年後に当たる平成27年とし、計画期間は、平成15年から平成27年までの13年間とします。これは、国の通知により、計画の目標年度は、概ね10～15年先に設定するよう定められていることと、クリーンセンター等の施設整備には10年以上の歳月が必要であるためです。

また、本計画では、国等の計画において目標年度とされている平成22年度を中間の目標年度として設定し、国等の計画との整合を図りつつ、本計画に定めた各施策の進行状況を確実に把握していくこととしています。

なお、本計画は、今後の社会情勢の変化を踏まえ、概ね5年を目途に改訂することとします。

表 計画期間の推移

	年度																	
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17-21	22	23-26	27			
京都市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (平成6年策定)	策定						→									目標		
新京都市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (京(みやこ)・めぐるプラン) (平成11年策定)						策定	→										目標	
京都市循環型社会推進基本計画 (本計画)										策定	→					中間目標	→	目標

